

売買単位の統一に向けた上場制度の見直しについて

平成26年 5月28日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所では、平成19年に全国証券取引所名で公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、市場利用者の利便性向上の観点から、内国株券の売買単位を100株に統一するための取組みを進めてまいりました。当時、8種類存在した売買単位は、この3月までに、当面の目標としていた100株と1000株の2種類への集約をほぼ完了し、100株単位の会社が全体の2/3を超えるに至っております。この間、上場会社のご理解とご協力を得ながら各種取組みを進めるとともに、制度面では新規上場の要件として100株単位であることを求めてまいりましたが、今後は最終目標である100株単位への統一に向けて、一部指定や市場変更などの要件として100株単位であることを求めるとともに、より上場会社のご協力を得やすいよう、売買単位の引下げを容易にするための対応を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 一部指定などの際の要件の追加	・上場会社が一部指定や市場変更などを行う場合には、売買単位が100株単位となることを要することとします。	
2. 売買単位の引下げを容易にするための対応	・上場会社が100株単位への変更のため、単元株式数の変更を行う場合において、株主数の増加を抑制するために必要な範囲で同時に株式併合を行うとき、当該併合は原則として、上場廃止など実効性確保措置の対象とはならないことを明確化します。	

III. 実施時期（予定）

- ・平成26年7月を目途に実施します。

以 上